

進級および卒業に関する規程

第1章 総則

(総則)

第1条 学則に定める進級及び卒業に関しては、この規程の定めるところによる。

第2章 進級及び卒業

(進級認定)

第2条 進級は、学則に定める当該学年の所定の科目を全て履修している者で学校長が認めた者とする。

2. 前項に該当しない者は、運営会議により判定を行う。

(卒業認定)

第3条 卒業は、最終学年次に履修すべき科目(実習を含む)を全て履修している者で学校長が認めた者とする。

2. 前項に該当しない者は、運営会議により判定を行う。

(原級留置)

第4条 進級若しくは卒業を認められなかった者、或いは原級留置の保留を取り消されたものは、原学年に留め置く。

(原級留置の再履修科目)

第5条 原級留置となった者は原学年に留まり、履修認定された基礎分野を除く科目については再履修しなければならない。

附 則

この規定は令和2年4月1日から施行する。